

第1章 総則

第1節 業務策定の目的

本業務は、岡山市（以下、「本市」という。）内の事業者から排出されるごみの組成をサンプリング調査することにより、事業系ごみの特色、分別状況及び資源化物の混入状況を確認し、排出実態から見た減量化・リサイクルルートへの誘導を、より適切に進めるための基礎的なデータを得ることを目的に実施する。

第2節 仕様書の適用

本仕様書は、本市が行う「岡山市事業系一般廃棄物組成分析調査業務」に適用するものとする。

第3節 委託名

岡山市事業系一般廃棄物組成分析調査業務委託

第4節 委託期間

契約締結の日から令和7年12月25日（木）までとする。

第5節 業務管理

受託者は、業務管理にあたり、下記事項を遵守しなければならない。

- 1 業務の円滑な推進を図るために、十分な経験を有する技術者を選考し、配置すること。
- 2 専門的な知識と十分な経験を有する管理技術者を定め、業務の全般にわたり、技術的監理を行うこと。
- 3 本市と常に密接な連絡を取り、十分な協議を行い、業務に支障ないようにすること。
- 4 業務途中において、本市が中間報告を求めたときは、直ちに提出すること。
- 5 協議打合せ事項等の協議書を作成し、本市に直ちに提出すること。

第6節 秘密の保持

受託者は、本業務の遂行上知り得た事項は、第三者に漏らしてはならない。

第7節 提出書類

受託者は、業務の着手及び完了にあたっては、本市の契約約款に定める書類のほか、下記書類を提出するものとする。

- 1 委託業務着手届
- 2 業務責任者届
- 3 業務工程表
- 4 課税事業者届出書
- 5 委託業務完了通知書兼委託業務検査依頼書
- 6 その他必要な書類

第8節 引き渡し

受託者は、業務完了後、所定の手続きを経て本市の検査を受けるものとし、本業務は本市の検査の合格をもって完了するものとする。

第9節 疑義

受託者は、本業務の仕様書の記載事項及び業務遂行上疑義が生じた場合、速やかに本市と協議し、本市の意向を踏まえて業務を実施すること。

第10節 成果品

成果品は、次のとおりとし、報告書及び概要版の内容については岡山市ホームページ

(<https://www.city.okayama.jp/harmonia/0000005197.html>) 中の「岡山市事業系一般廃棄物組成分析調査報告書（令和6年度）」及び「岡山市事業系一般廃棄物組成分析調査報告書概要（令和6年度）」に準じた内容構成とすること。

1	岡山市事業系一般廃棄物組成分析調査報告書 本編（カラー）	A 4 版冊子	2 0 部
2	同 概要版（カラー）	A 3 両面カラー二つ折り	3 0 部
3	上記資料データ（PDF・ワード）	CD—R	1 枚

第2章 業務内容

第1節 調査実施に対する前提条件

1 調査対象物

本調査の対象物は、岡山市東部クリーンセンター（岡山市東区西大寺新地453-5）に搬入された事業系一般廃棄物とする。

2 調査実施施設

本調査は、以下に示す施設にて実施するものとする。

場 所 岡山市東区浅越625番地

施設名 浅越スポーツパーク（旧浅越最終処分場計量所跡地）（以下、調査実施施設という。）

3 調査実施日

令和7年9月8日（月）から調査対象物の試料採取を始めるため、受託者の調査実施期間は令和7年9月8日（月）から令和7年9月12日（金）までの延べ5日以内とする予定である。

組成調査作業については、1日の作業が午前9時から午後4時30分までに終了できるよう、必要な人員を確保して行うこととし、調査最終日は試料の廃棄のための搬出時間に間に合うように作業を終えること。

なお、屋外での作業となるため、台風等悪天候の場合で作業ができない等本市が認める場合に限り、委託期間内を限度に調査実施日を変更できることとする。各作業スケジュールについては、事前に本市と協議し決定すること。

4 調査試料

調査試料は、岡山市東部クリーンセンターに搬入された事業系一般廃棄物を、偏りのないように採取したものとする。

5 その他

- ・調査にあたり、受託者は調査開始日の午前9時に作業に入れるよう、受託者が用意する作業用テントを風等により倒壊しない措置を講じて設置しておくこと。なお、設置場所はアスファルトのため、杭打ちは不可である。
- ・調査開始日前に作業用テントを設置する必要がある場合は、設置日時について本市と協議を行うこと。
- ・一日の業務終了後には、作業用テントの4面を天幕にて覆うこと。
- ・調査実施施設の地面はアスファルトのため、ブルーシートを敷くなど調査実施施設をみだりに汚さない措置を講じること。
- ・調査最終日の作業を終えた後は、調査実施施設について原形復旧させること。

第2節 調査方法

試料の調査は、以下の方法にて実施するものとする。

1 調査試料の採取、計量及び搬入

調査試料については、紙類やプラスチック類の汚れの状況や厨芥類の排出状況なども調査するため、岡山市東部クリーンセンターに搬入されたごみ袋のうち、破碎状況の少ないものを受託者及び本市職員が偏りのないように合計で500kg以上を採取し、本市職員が調査実施施設へ搬入するものとする。
なお、作業は以下の順とする。

- （1）本市職員の誘導に基づきパッカー車からダンピングボックスへ排出された事業系一般廃棄物を、本市職員の指示のもと、本市が貸与するピックアップ用具を使用して受託者及び本市職員が、調査試料を採取する。
- （2）ダンピングボックスの前方に、受託者が用意するブルーシートを敷き、受託者及び本市職員が調査試料を乗せ、受託者が用意する計量器で調査飼料を計量測定し記録する。
- （3）本市が用意する汁漏れ防止用の袋の中に受託者及び本市職員が調査試料を入れ、本市が用意する車両に積み込み、本市職員が当該車両で調査実施施設へ搬入する。

なお、本市の車両は東部クリーンセンターに複数台を用意するため、1台が調査試料を調査実施施設へ搬入している間も、上記（１）から（３）の作業が可能な体制としている。

（４）調査試料が合計５００kg以上になるまで、上記（１）から（３）を繰り返し実施する。

なお、当日搬入される調査試料の内容、搬入時間等の状況によって市職員がピックアップする調査試料を判断するため、受託者は必要に応じて本市職員の指示に従うこと。

２ 袋ごとの重量と体積の計量

調査実施施設へ搬入したごみ袋（５００kg以上）の重量と体積を計量し記録すること。

３ 組成調査作業

重量と体積を記録したごみ袋を展開し、別表に示す項目別に分類し、それぞれ重量と体積を湿ベースで計量するものとする。なお、分類したごみについて、分類種類別に写真撮影を行うこと。分類不能物については、どのような性状であるか簡潔に記録すること。

調査期間中は調査飼料を受託者が用意するブルーシートで包み、ブロック等で重しをするなど、カラスや野犬等に荒らされないよう措置を講ずること。

第３節 報告書の作成

本調査のデータを整理し、分析した後、報告書を作成するものとする。

報告書作成スケジュール

１ 速報値について

令和７年１０月２４日（金）まで

２ 原案（初稿）について

速報値の報告より１５日以内に受託者側で数値の見直し等を終了した原案をとりまとめたものの提出を初稿とすることとする。

３ 校正について

成果品の納品期限（印刷期間）を確保した上で、最終校正の期限を協議すること。校正回数については特に定めはしない。

別表 組成調査項目

	大分類	中分類	小分類	具体例
1	紙類	飲料用紙パック （アルミ不使用）	飲料用紙パック（アルミ不使用）	
2		ダンボール	ダンボール	
3		新聞紙・チラシ	新聞紙・チラシ	
4		書籍・雑誌類	書籍・雑誌類	
5		雑紙	紙箱類、包装紙	菓子箱、石けん箱、紙袋
6		ＯＡ用紙	ＯＡ用紙	ＯＡ用紙、シュレッダーくず
7		リサイクルできない紙	紙おむつ以外	飲料パック（アルミ使用）・汚れた紙・紙コップ・紙皿・感熱紙・ティッシュペーパー・アルミはく
8		紙おむつ	紙おむつ	
9	厨芥類	食品類	手付かずの食品	手付かずの食品で原形があるもの
			食べ残し	調理後の食べ残し
			調理くず（可食部分）	使い残した食材など
			調理くず（不可食部分）	魚の骨、卵の殻など
10		食品以外	食品以外の厨芥類	コーヒー、ティーバッグ、お茶がら
11	布類	衣類	衣類	Tシャツ、和服、下着、作業服
12		衣類以外	布類	シーツ、糸、小物

13	木	剪定枝、草	剪定枝、草	
14		その他	木製品	木箱、割り箸、鉛筆
15	プラスチック類	ペットボトル	リサイクルできるペットボトル	飲料用、調味料
			リサイクルできないペットボトル	リサイクルマークのないもの、たばこ・油等が混入したもの
16		レジ袋	レジ袋	
17		発泡トレイ	リサイクルできるトレイ	食品トレイなど
			リサイクルできないトレイ	汚れのひどいもの
18		発泡スチロール	発泡スチロール	
19		その他プラスチック製容器包装	その他プラスチック製容器包装	シャンプー容器、化粧品容器等
20		容器包装以外のプラスチック類	容器包装以外のプラスチック類	(製品) プラスチック製品
21		ゴム・皮革類	ゴム・皮革類	合成樹脂製品、皮革類、長靴等
22		その他	上記以外で分別不能なもの	
23	不燃物類	金属類	スチール缶	飲料缶、菓子缶、缶詰缶、スプレー缶
24			アルミ缶	
25			スプレー缶	
26			その他金属類	
27		ガラス類	リターナブルびん	ビールびん、一升瓶、牛乳びん、コーラびん
28			ワンウェイびん	調味料のびん、インスタントコーヒーのびん、ドリンク剤のびん、化粧品のびん
29			その他ガラス類	耐熱ガラス、ガラスコップ
30		その他	陶磁器類	植木鉢、茶碗
31			小型家電製品	コード類含む
32			乾電池	ボタン電池含む
33			リチウム蓄電池	充電式電池、バッテリーなど
34		その他不燃物	上記以外のもの	水銀入り体温計、電球、蛍光灯など
35	選別残渣	選別残渣	選別残渣	ほこり、髪の毛、爪、砂など
36	産業廃棄物	産業廃棄物	産業廃棄物	